

青森県報

第三千八百十五号

平成二十六年
三月七日
(金曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課)	一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同)	一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………	(同)	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………	(同)	二
家畜伝染病検査の実施……………	(畜産課)	二
右……………	(同)	三
右……………	(同)	三
右……………	(同)	三
右……………	(同)	三
右……………	(同)	三
右……………	(同)	三
右……………	(同)	三
右……………	(同)	三
右……………	(同)	三
右……………	(同)	三
右……………	(同)	三
道路の区域の変更……………	(道路課)	六
道路の供用の開始……………	(同)	七
都市計画事業計画の変更認可……………	(都市計画課)	七

宅地建物取引主任者証の交付を受けようとする者の講習の指定の一部改正…………… (建築住宅課) …… 八

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告…………… (県民生活文化課) …… 八
 所有地の売却に係る一般競争入札…………… (港湾空港課) …… 八
 都市計画事業の変更認可…………… (都市計画課) …… 九

告

示

青森県告示第百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
ハッピー調剤薬局田向店	八戸市大字田向字毘沙門平三二の一	平成二五・一・三
ハッピー調剤薬局五戸店	三戸郡五戸町字中道八の一	二六・一・三

青森県告示第百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 ハッピー調剤薬局田向店 きづくり調剤薬局 サカエ薬局きづくり	所在地又は住所 八戸市大字田向字毘沙門平三二の一 つがる市木造千年七の一 つがる市木造有楽町六五の三	指定年月日 平成二・二・三 二六・二・一 "
--	---	---------------------------------

青森県告示第百二十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 ハッピー調剤薬局田向店 ハッピー調剤薬局五戸店	所在地又は住所 八戸市大字田向字毘沙門平三二の一 三戸郡五戸町字中道八の一	廃止年月日 平成二・二・三 二六・一・三
--------------------------------------	---	----------------------------

青森県告示第百二十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 ハッピー調剤薬局田向店 きづくり調剤薬局 サカエ薬局きづくり	所在地又は住所 八戸市大字田向字毘沙門平三二の一 つがる市木造千年七の一 つがる市木造有楽町六五の三	指定年月日 平成二・二・三 二六・二・一 "
--	---	---------------------------------

青森県告示第百二十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりブルセラ病及び結核病検査を受けることを命ずる。

平成二十六年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 実施の目的
ブルセラ病及び結核病発生予防のため
- 二 実施する区域
青森県一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
1 実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している十二か月齢以上の雌牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの
2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの
- 四 実施の期日
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日
- 五 検査の方法
家畜保健衛生所長が指定する場所において、ブルセラ病については凝集反応検査（急速凝集反応）、結核病についてはツベルクリン検査

青森県告示第百三十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりヨーネ病検査を受けることを命ずる。

平成二十六年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

ヨーネ病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している十二か月齢以上の乳用雌牛及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している十二か月齢以上の肉用牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生

所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、スクリーニング法による検査、リアルタイムPCR法による検査又はヨーン検査

青森県告示第百三十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり伝達性海綿状脳症検査を受けることを命ずる。

平成二十六年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

伝達性海綿状脳症発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項に基づく届出の対象となる牛

四 実施の期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法による検査

青森県告示第百三十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬伝染性貧血検査を受けることを命ずる。

平成二十六年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

馬伝染性貧血発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で肥育に供する目的で飼育している馬以外の馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬

3 実施区域内で飼育している馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生

所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、寒天ゲル内沈降反応検査

青森県告示第百三十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬バラチフス検査を受けることを命ずる。

平成二十六年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

馬バラチフス発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で飼育している繁殖の用に供する馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬

四 実施の期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、凝集反応検査（急速凝集反応）

青森県告示第百三十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚コレラ検査を受けることを命ずる。

平成二十六年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

豚コレラの発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法による検査

青森県告示第百三十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりオーエスキー病検査を受けることを命ずる。

平成二十六年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

オーエスキー病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百三十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、

次のとおり家きんサルモネラ感染症検査を受けることを命ずる。

平成二十六年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

家きんサルモネラ感染症発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している鶏で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生

所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、凝集反応検査（急速凝集反応）

青森県告示第百三十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりみつばちの腐蛆病検査を受けることを命ずる。

平成二十六年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

みつばちの腐蛆病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育しているみつばちで、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生

所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、肉眼的検査及びその他必要な検査

青森県告示第百三十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査を受けることを命ずる。

平成二十六年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育されている家きんで、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生

所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、血清抗体検査及びその他必要な検査

青森県告示第百三十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱検査を受けることを命ずる。

平成二十六年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別		敷地の幅員		敷地の延長		備考
1	県道	柞柵手倉橋線	三戸郡新郷村大字西越字鶴館三三の一から 三戸郡新郷村大字西越字谷地口六の一まで		前	後	四・八〇メートルから 八・六〇メートルまで	四八七・〇〇メートル			
2	県道	三沢十和田線	三沢市大字三沢字中平一の一から 三沢市大字三沢字山ノ神一の八まで		前	後	一〇・三〇メートルから 一・九〇メートルまで	七二・四〇メートル			
3	国道	三三三八号	下北郡佐井村大字佐井字中道一の二から 下北郡佐井村大字佐井字黒岩一八の三まで		前	後	九・八六メートルから 二・〇九メートルまで	六三・四一メートル			
4	県道	蒔田五所川原線	五所川原市大字藻川字間手川五三三の一から 五所川原市大字藻川字間手川五四二まで		前	後	三・七〇メートルから 一・〇〇メートルまで	一一三・五〇メートル			

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱発生予防のため

二 実施する区域
青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法
家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年四月六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

6		5	
県道		県道	
蒔田五所川原線		蒔田五所川原線	
五所川原市大字藻川字千年二四一から五所川原市大字藻川字千年四四四の一まで		五所川原市大字藻川字千年二二二の一から五所川原市大字藻川字川袋二八一の一八まで	
後	前	後	前
一八・〇〇メートルから	一八・〇〇メートルまで	二〇・〇〇メートルから	二〇・〇〇メートルまで
二二七・〇〇メートル	二二七・〇〇メートル	一六七・〇〇メートル	一六七・〇〇メートル

青森県告示第百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年四月六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道三三八号	下北郡佐井村大字佐井字中道一の二から下北郡佐井村大字佐井字黒岩一八の三まで	平成二六・三・一〇

青森県告示第百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、青森都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十六年二月二十七日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称
青森市
- 二 都市計画事業の種類
青森都市計画下水道事業（青森市公共下水道）
- 三 事業施行期間
昭和三十三年二月二十二日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
都市計画事業計画の変更認可（平成二十四年七月十七日青森県告示第五百七十九号）の事業地に変更なし。
 - 2 使用の部分
都市計画事業計画の変更認可（平成二十四年七月十七日青森県告示第五百七十九号）の事業地のうち、青森市大字三内字丸山、大字石江字平山及び字江渡並びに大字新城字平岡地内において事業地を変更し、同市大字新城字山田及び字福田を加える。

青森県告示第百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、青森都市

計画道路事業の事業計画の変更を平成二十六年二月二十七日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画道路事業（三・四・十六号油川岡町線）

三 事業施行期間

平成六年二月七日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

青森県告示第四百四十四号

昭和五十六年二月十二日青森県告示第百十号（宅地建物取引主任者証の交付を受けようとする者の講習の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

「及び宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第五十六号）附則第六項」を削り、「社団法人青森県宅地建物取引業協会又は社団法人全日本不動産協会」を「公益社団法人青森県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会」に改める。

公

告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十六年二月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森県福祉サービス支援協会

三 代表者の氏名

小山 真

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字早稲田三丁目七の一〇

五 定款に記載された目的

この法人は、福祉サービスを提供する者と福祉サービスを利用する者及び利用予定者等を支援し、提供される福祉サービスの質の向上及び福祉サービスを利用する者の選択の範囲と満足度の向上のための相談や助言を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十六年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

所	在	地	地	目	地	積
---	---	---	---	---	---	---

八戸市豊洲三の六

雑種地

一四、四七五・九六平方メートル

二 予定価格

一億八千九百九十五万五千五百円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

八戸市豊洲三の六

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土木整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎南棟八階A会議室

2 日時

平成二十六年三月十七日 午前十時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。指定する用途

保管施設用地、流通施設用地とする。

3 平成二十六年三月十二日午後二時三十分から、八戸市豊洲三の六において現場

説明を行う。

都市計画事業の変更認可

八戸都市計画事業の変更認可について、平成二十六年二月二十六日東北地方整備局告示第二十二号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

八戸都市計画道路事業（三・三・八号白銀市川環状線（中居林工区））

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

平成十六年東北地方整備局告示第八十九号の事業地のうち青森県八戸市大字田向字向平並びに大字中居林字平及び字蓋名池地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭